日本周産期·新生児医学会 認定外科医規定

(2023年7月8日改定)

一般社団法人 日本周産期·新生児医学会

日本周産期・新生児医学会 認定外科医規定 〈目次〉

1.	認定外科医規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	認定外科医規定施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_

日本周産期•新生児医学会 認定外科医規定

(目的)

- 第1条 本制度の目的は、わが国の胎児及び新生児がより高い水準の医学・医療の恩恵を受けることができるように、優れた知識と技能を備えた認定外科医を社会に送り、それによって社会の福祉に貢献することである。
 - 一般社団法人日本周産期・新生児医学会(以下,本学会と呼ぶ)が認定する日本周産期・新生児医学会認定外科医は,高度な医学知識や専門的外科技能により,ほかの医師に適切な指示を与えることのできる臨床能力を有することが必要とされる.

(認定外科医の名称)

- 第2条 本学会の認定外科医の名称は、日本周産期・新生児医学会認定外科医(以下、認定外科医と呼ぶ)とする.
- 2. 認定外科医の英文名称は, JSPNM board certified surgeon とする.

(委員会)

第3条 本会は、認定外科医を認定するための委員会として定款第48条に基づき認定外科医委員会を設置する.

(取消)

- 第4条 以下の各項に該当する時は認定外科医の認定を取消すものとする.
- (1) 定款第 16 条及び第 17 条により, 会員の資格を失った時.
- (2)申請書に虚偽の認められた時.
- (3) その他、認定外科医として不適切と認められた時.
- 2. 認定外科医の認定の取消は、認定外科医委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする.

(疑義)

第5条 認定及び認定の取消について、当該医師は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つ.

(復活, 再申請)

- 第6条 定款第16条第2項(3)による会費滞納により退会となり取消された認定外科医資格は、 会員への復帰後、審査のうえ復活を認めることがある.
- 2. 第4条(2)によって取消された時は、5年間再申請することを認めない.

(公示)

第7条 認定外科医委員会により認定証の交付を受けた医師は、本学会ホームページに必要事項を公示する.

(細則)

第8条 本規定を施行するにあたり、施行細則を定めることができる.

(会計)

第9条 本制度は一般会計により,運用する.

(改正)

第 10 条 本規定の変更は認定外科医委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる.

附則

本規定は2014年4月25日より施行する.

本規定は2020年2月1日より施行する.

本規定は2023年7月8日より施行する.

日本周産期・新生児学会 認定外科医施行細則

第1章 委員会

(構成と定員)

- 第1条 認定外科医委員会の構成は定款施行細則第29条に従い,担当理事を委員長とし, 副委員長,担当幹事と委員から成る.
- 2. 認定外科医委員会の委員定数は委員長と副委員長を含め8名程度とする.
- 3. 委員長は必要に応じて特別委員を任命する.

(任期)

- 第2条 委員長、副委員長の任期は1期2年とし、再任を妨げない.
- 2. 委員及び幹事の任期は I 期 2 年とし、再任を妨げない.

(選任方法)

- 第3条 委員は会員より理事会において選任する.
- 2. 副委員長は委員長が選任する.
- 3. 幹事は、委員長が選任する.

(解任)

第4条 認定外科医委員会委員の解任は定款第23条を準用する.

(補充)

- 第5条 委員がその職責を全うできない時は、委員長は理事会の議を経て補充することができる。
- 2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残存期間とする.

(運営)

- 第6条 委員会の成立定数は委任状を含めた定員の3分の2以上とする.代理人は認めない.
- 2. 議決は、反対、保留の順に行い、出席者の過半数をもって決する.

(業務)

- 第7条 委員会の業務は以下のとおりである.
- 1. 認定外科医規定の改正に関する審議
- 2. 認定外科医申請の可否の審査
- 3. 認定外科医の資格更新の可否の審査
- 4. その他本制度の目的を達成するのに必要な事項の審議

- 第2章 認定外科医の認定
- 第8条 認定外科医の認定を希望する者は、以下の基準を全て充たしていることが必要である.
 - (1) 日本国の医師免許(医籍)を有すること
- (2) 小児外科・脳神経外科・心臓血管外科・泌尿器科専門医など外科系診療科の専門医であること
- (3) 申請時において継続して3年以上日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること
- (4) 日本周産期・新生児医学会専門医制度が認定している専門研修基幹施設または専門研修連携研修施設に3年以上勤務した経験があること
- (5) 申請時に申請料 (3,000円) を納付していること
- (6) 必要症例数
 - 申請時には15例(出生前診断3例を含む)の症例報告が必要である.その際,申請時に所属している施設の母体・胎児指導医もしくは新生児指導医の署名を必要とする.
- (7) 日本小児外科学会の指導医資格を有する者が申請する場合は, (6) の提出を免除する.
- (8) 認定外科医申請時の学術業績については以下のとおりとする. 過去3年間の会員期間中の学術業績の合計が20単位以上. うち*の合計が10単位以上. 上.
- 1. 10 単位
- 1) 周産期・新生児学に関連した学術論文を査読制度のある雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表し、それを認定外科医委員会が認めた場合*
- 2) 以下のいずれかへの学術集会への参加(筆頭演者としての発表があれば5単位を追加) 日本周産期・新生児医学会 学術集会* 日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム*
- 2. 研修単位 5 単位/回

以下のいずれかの学術集会への参加(新生児外科領域の筆頭演者としての発表があれば5 単位を追加)

- 日本産科婦人科学会*
- 日本小児科学会*
- 日本小児外科学会*
- 日本新生児成育医学会
- 日本麻酔科学会
- 日本母体胎児医学会
- 3. 論文単位 5 単位/回

査読のない論文であっても、認定外科医委員会が認めた総論や著書の場合.

(申請手続き)

- 第9条 申請に必要な書類は以下のものである.
 - (1) 日本国医師免許証(写)
 - (2) 外科系専門領域の専門医認定証(写)
 - (3) 日本周產期·新生児医学会認定外科医申請書
 - (4) 症例要約または日本小児外科学会の指導医認定証(写)
 - (5) 取得単位集計表
 - (6) 学術集会参加記録簿
 - (7) 学術論文刊行記録簿
- 2. 前項の書類と申請料を添えて、所定の期日までに理事長あてに申請すること.

(書類審査)

第 10 条 前条に規定された書類が所定の基準に達しているかを審査する. 研修の経歴等に ついて疑義が生じた時には認定外科医委員会で検討の上, その資格を認めないことがあ る. その際申請料は返還しない.

(登録)

- 第11条 認定外科医の認定を受けたものは認定外科医登録申請後に認定証が交付される.
- 2. 登録者名はホームページに発表する.
- 3. 登録料は1万円とする.

(認定期日)

第12条 新しく認定あるいは更新された認定外科医の認定資格は12月1日からとする.

第3章 認定外科医更新

(更新)

- 第13条 本学会認定外科医は認定を受けてから5年を経た時,資格更新の審査を受けなければならない.
- 2. 認定外科医の資格更新認定には所定の条件を充たしていることが必要である.
- 3. 認定外科医の資格更新認定は年1回書類審査をもって行う.
- 4. 資格更新については以下の基準を全て充たしていることが必要である.
 - (1) 日本国の医師免許(医籍)を有すること
 - (2) 更新申請時に外科系診療科の専門医であること.
 - (3) 申請時において継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること
 - (4) 申請時に申請料(3,000円)を納付していること
 - (5) 直近の認定期間内に新生児外科手術症例 5 例を経験していること. ただし, 術者・助手を問わない

(6) 更新申請時に以下の学術業績を有すること. 内訳は以下のとおりとする. すなわち 直近の認定期間内に以下の学術業績の合計が 20 単位以上, かつ*印項目の合計が 10 単位以上であること

①10 単位

- 1) 筆頭著者または corresponding author としてアクセプト (受理) された新生児外科領域に関連した学術論文. ただし査読された論文に限る. *
- 2) 以下のいずれかへの学術集会への参加 (新生児外科領域の筆頭演者としての発表があれば 5 単位を追加)
- 日本周産期・新生児医学会 学術集会*
- 日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム*

②5 単位

- 1) 上記 1)以外の論文. 認定の是非は認定外科医委員会にて審査する.
- 2) 以下のいずれかの学術集会への参加 (新生児外科領域の筆頭演者としての発表があれば 5 単位を追加)
- 日本産科婦人科学会*
- 日本小児科学会*
- 日本小児外科学会*
- 日本新生児成育医学会
- 日本麻酔科学会
- 日本母体胎児医学会

第4章 改正

第14条 本施行細則の改正は認定外科医委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。

附則

本施行細則は2014年4月25日より施行する.

本施行細則は2016年4月9日より施行する.

本施行細則は2020年2月1日より施行する.

本施行細則は2021年2月7日より施行する.

本施行細則は2023年7月8日より施行する.